

2025 年度事業計画書

I 基本方針

- 1 公益社団法人としての認知度の向上に努める。
- 2 税知識の普及と納税意識の高揚のための取り組みを強化する。
- 3 地域企業と地域社会の健全な発展に貢献するための取り組みを強化する。
- 4 適正・公平な税制実現のための的確な提言を行う。
- 5 申告納税制度の維持発展と円滑な税務行政に寄与する。

II 主要な事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業

毎年の改正により複雑化する税法、税制について、正しい知識を身につけてもらうため、次の事業を行う。

(1) 新設法人説明会

福岡税務署管轄区域内に新たに設立された法人とこれから起業する人を対象に、国税及び地方税の基本的な税制の仕組みについて正しく理解をしてもらうことを目的として、開催する。

(2) 決算事務説明会

福岡税務署管轄区域内の法人を対象に、適正な申告書が作成されることを目的として、開催する。

(3) 改正税法説明会

福岡税務署管轄区域内の法人を対象に、改正税法に則った誤りのない税務処理が行われることを目的として、開催する。

(4) 新任者のための税務講座

福岡税務署管轄区域内の法人で新たに給与事務に係わることとなった人を対象に、給与事務が適切に行われ、源泉所得税の納付が適正に行われるようにすることを目的として、開催する。

(5) 税務研修会

福岡税務署管轄区域内の法人を対象に、消費税、印紙税などの個別税法等について、実務的な研修を行い、誤りのない税務処理が行われるようにすることを目的として、開催する。

(6) 租税教室

福岡税務署管轄区域内に所在する中央区と南区の小学校の6年生を対象に、将来において見識ある納税者として主体的に税とのかかわりをもつ人を育成することを目的として、開催する。

(7) 草の根租税講座

福岡税務署管轄区域内に居住する主婦やお年寄りを対象に、正しい税知識をもって日々の生活と人生設計ができるようにすることを目的として、開催する。

2 納税意識の高揚を目的とする事業

納税意識の高揚を図り、税務行政に寄与するため、次の事業を行う。

(1) 「税を考える週間」の協賛行事

毎年11月に国税庁が実施している「税を考える週間」の協賛行事として、税に対する関心を高め納税者としての自覚を促すことを目的として、税金クイズと音楽の演奏会、講演会等を行う。

(2) 税に関する絵はがきの表彰

租税教室を開催した小学校の6年生の児童を対象に、税に対する関心を高め、将来も含め納税者としての自覚を促すことを目的に、税の絵はがきを募集し、審査を行い、優秀作品を法人会の全国コンクールに出品、表彰するほか、応募作品を小学校区内の公民館等に展示をする。

(3) 税の相談日の開設

福岡税務署管轄区域内の法人に勤める人の個人に関わる税金の適正な税務申告及び納税が行われるようにすることを目的として、毎月、個別相談に応じる。

(4) ホームページ及び広報紙「法人会ニュース」による税情報の提供

福岡税務署管轄区域内の法人、個人を対象に、税に対する関心を高めることを目的として、ホームページ及び広報紙「法人会ニュース」に時期に応じた適切な税に関する情報記事を掲載する。

3 税制の調査研究及び提言に関する事業

納税者の納得する適正・公平な税制実現のための的確な提言を行うため、次の事業を行う。

(1) 福岡地区五法人会税制委員会

納税者の声を反映した福岡五地区の法人会の統一した税制改正要望事項を作成することを目的として、五法人会の税制委員によって組織する福岡地区五法人会税制委員会を開催し、調査研究と意見交換を行う。

4 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業

中小企業が単独では実施することが難しい人材の育成を支援するため、次の事業を行う。

(1) 新社会人セミナー

福岡市内及びその周辺の都市に所在する法人に新規に採用された職員を対象に、社会人として必要な能力を身につけることを目的として、福岡市内の2つの法人会の共催により、開催する。

(2) パソコン講座

福岡市中央区、南区の法人に勤める人を対象に日常業務におけるパソコン操作の基本と専門的技術を習得することを目的として、開催する。

(3) 医療健康セミナー

福岡市中央区、南区の法人に勤める人を対象に、正しい知識による健康の自己管理を実践してもらうことを目的として、開催する。

(4) 経営セミナー

福岡市中央区、南区において事業を営む経営者に対して、健全な企業経営を行ってもらうことを目的として、開催する。

(5) 新設法人に対する事務支援

福岡税務署管轄区域内の新設法人を対象に、経理事務が適切に行われることを目的として、税に関わる日常業務や経理事務等についての相談に応じる支援と税制についての意見要望を聴取する。

5 地域社会に貢献する事業

中小企業が単独では実施することが難しい社会の発展に寄与するため、次の事業を行う。

(1) 婚活支援

広く一般から参加者を募集し、少子化問題解消策の一つとすることを目的として、集団見合いの場を設ける婚活支援を実施する。

(2) 花いっぱい運動

地域の環境美化と明るいまちづくりを目的として、地域住民、小学生、ボランティア団体等とこの法人が一体となって花の植栽を実施する。

(3) 献血運動

福岡県赤十字血液センターに協力することを目的として、広く一般に呼びかけて実施する。

(4) 地域のイベント参画

福岡市中央区、南区の地域の発展、安全、地域住民とのふれ合い等を目的として、福祉団体、民間活動団体、警察署、住民等とこの法人が一体となって、下記、例示のような各種イベント行事を実施もしくは参画する。

- ア チャリティー餅つき大会
- イ 清水ふれあいまつり
- ウ 福岡義士祭
- エ 防犯パトロール
- オ 交通安全及び飲酒運転撲滅運動
- カ 大橋駅周辺活性化・安全まちづくり
- キ 犯罪の起きにくいまちづくり運動
- ク けやき通り活性化運動
- ケ 長住まつり
- コ 福岡まつり
- サ いちごプロジェクト
- シ 「平尾山荘」野村望東尼祭
- ス その他

(5) 災害復旧支援事業

被災地の復旧支援を目的として、全国法人会総連合、福岡県法人会連合会青年部会連絡協議会とこの法人が企画する復興支援事業に取り組む。

(6) 各種講演会等の開催

福岡市中央区、南区において、地域の企業や住民を対象に、その時事や要望等に応じた各種講演会等を開催する。

6 会員の福利厚生のための事業

会員である法人等の福利厚生制度の充実と経営の安定、安心を目的として、次の事業を行う。

(1) 簡易生命保険団体保険料払込制度の集金事務

団体扱いによる保険料の集金事務を行う。

(2) 経営者大型保障制度の普及推進

公益財団法人全国法人会総連合の経営者大型保障制度の普及推進を図る。

(3) ビジネスガードの普及推進

公益財団法人全国法人会総連合のビジネスガードの普及推進を図る。

(4) がん保険の普及推進

公益財団法人全国法人会総連合のがん保険の普及推進を図る。

(5) 貸倒保障制度の普及推進

一般社団法人福岡県法人会連合会の貸倒保障制度の普及推進を図る。

7 会員の交流を図るための事業

会員相互の交流と意思疎通を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 新春講演会と会員交流会

1月に講演会と会員交流会を行う。

(2) 理事、役員等合同懇談会

理事及び委員会、青年部会、女性部会、支部の役員等の合同懇談会を行う。

(3) ゴルフ大会、ボウリング大会、野球観戦、施設等見学会等

8 この法人の目的達成に必要な事業

(1) 会員の拡大

法人と個人企業等を含めた会員の拡大に努める。

この目的のために、広報誌を作成し、法人会の活動を広報する。

(2) 申告・納税システムの利用拡大

イータックスによる法人税、消費税の確定申告書並びに法定調書の提出の利用拡大に努める。